

## 外為法に基づく輸出入の許可や承認等の 電子申請のご案内

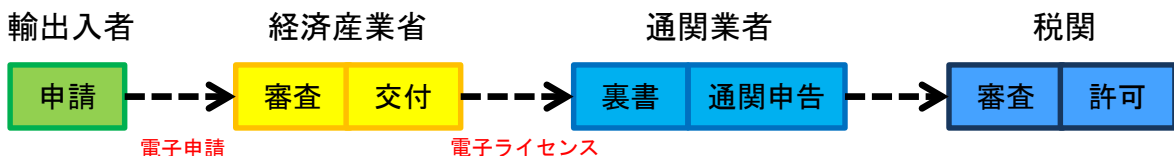
# ナックス NACCS貿易管理サブシステム

*Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System*

貿易管理サブシステムの電子申請は、**無料！ 簡単！ 便利！**

- ◆ NACCS貿易管理サブシステムは **無料** です！
- ◆ 利用申込みもスムーズ、電子申請の操作は **簡単** です！
- ◆ 電子申請を行うと、従来の書面による許可証や承認証等が、電子ライセンスで交付されます。原本がシステム内で保管、ライセンスの **紛失リスクが低減** されます！
- ◆ 窓口申請の時間とコスト、通関業者とのELやILの受け渡しの時間とコスト、税関にELやILを持参する時間とコスト、これらの **時間とコストの削減** が可能になります！
- ◆ 許可・承認がおりたら、全国どこの税関官署でもすぐに申告に使用でき、書面のライセンスのように原本を税関に持参・提示する必要がなく **便利** です。
- ◆ 包括ライセンスを分割する必要もなくなり、**管理が楽** になります。

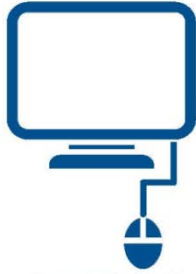
外為法の輸出入許可・承認等の申請から通関まで一気通貫の電子化を実現



貿易管理サブシステム

通関申告システム

# NACCS貿易管理サブシステムはNACCSのサブシステムです！



全ての利用者  
(申請者)  
ALL USERS



税関手続(財務省・税関)  
CUSTOMS PROCEDURES (MOF CUSTOMS)  
港湾手続(国土交通省)  
PORT PROCEDURES (MLIT)  
乗員上陸許可手続(法務省)  
CREW LANDING SUPPORT SYSTEM (MOJ)  
**貿易管理(経済産業省)**  
TRADE CONTROL (METI)  
動植物検疫手続(農林水産省)  
ANIMAL QUARANTINE(MAFF)/PLANT QUARANTINE(MAFF)  
検疫手続(厚生労働省)  
QUARANTINE (MHLW)  
食品衛生手続(厚生労働省)  
FOOD QUARANTINE(MHLW)  
医薬品医療機器等手続(厚生労働省)  
PHARMACEUTICAL AND MEDICAL DEVICE ACT(MHLW)

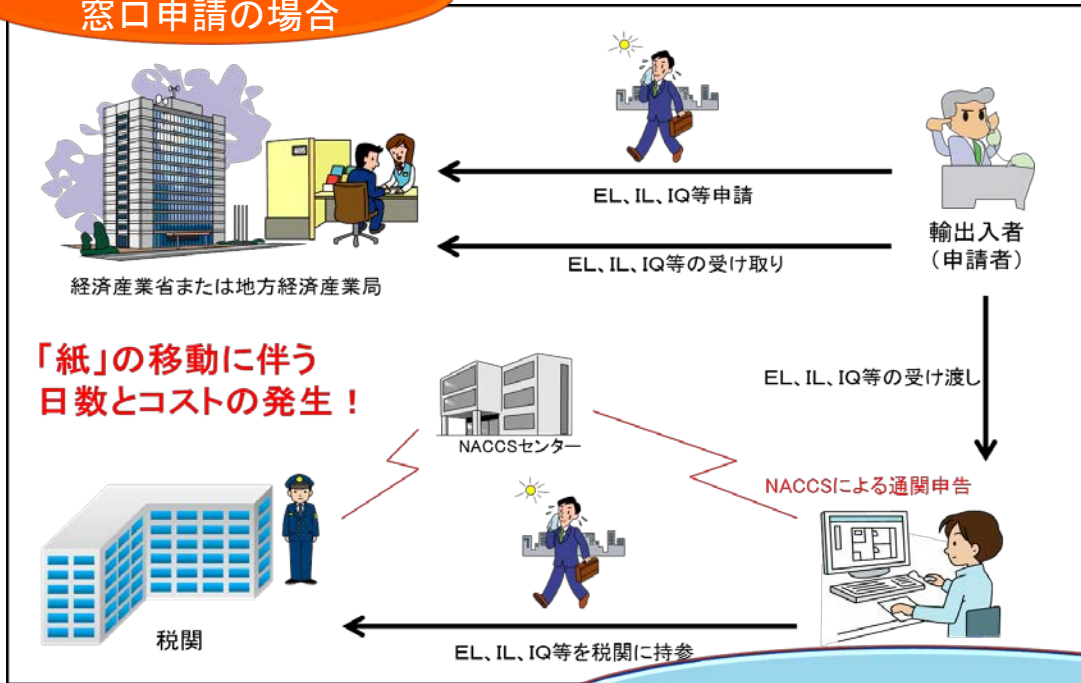
## 貿易管理サブシステム

外為法に基づき、経済産業省に行う輸出許可申請、輸出承認申請、輸入割当申請、輸入承認申請、事前確認申請等を**電子申請**するシステムです。

### 電子申請できる経済産業省 (地方局含む)の手続き

業務コード	申請種類番号		申請内容	備考	別表
	新規申請	訂正申請			
JAA	100	109	輸出許可		1
	110	-	一般包括輸出・役務取引許可及び特別一般包括輸出・役務取引許可	正式名称は、「一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可」	
	130	-	特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可	従来分かれていた特定包括輸出許可と特定包括役務取引許可の様式を共通化	
	150	159	役務取引許可		
	160	-	一般包括役務取引許可及び特別一般包括役務取引許可		
	C20	-	事前同意相談	新規様式としてリリース	
JAH	-	-	履行報告	新規様式としてリリース	
JAA	200	209	輸出承認(共通)		2
	210	219	輸出承認(21-3麻薬等原材料)		
	230	239	輸出承認(35オゾン)		
	240	249	輸出承認(35-2パーゼル)		
	250	259	輸出承認(36ワシントン)	特定代理制度を新設	
	270	279	輸出承認(35-3有害化学物質)	専用の様式としてリリース	
	410	-	一般/特定包括輸出承認(21-3麻薬等原材料)		
	500	509	輸入割当		輸入公表
	600	609	輸入承認・割当同時(HCFC)		
	700	709	輸入承認(IQ→IL、2の2号承認)	水産物の割当ての承認申請、全地域(「機械類並びに武器及び銃砲弾」、「火薬類」、「医薬品類」等)	
800	809	輸入承認(2号承認)	特定地域(「さけ・ます」、「鯨」、「ダイヤモンド」等)		
B10	B19	事前確認(水産物)	「まぐろ」、「めろ」等		
B20	B29	事前確認(ワシントン)			

書面による  
窓口申請の場合

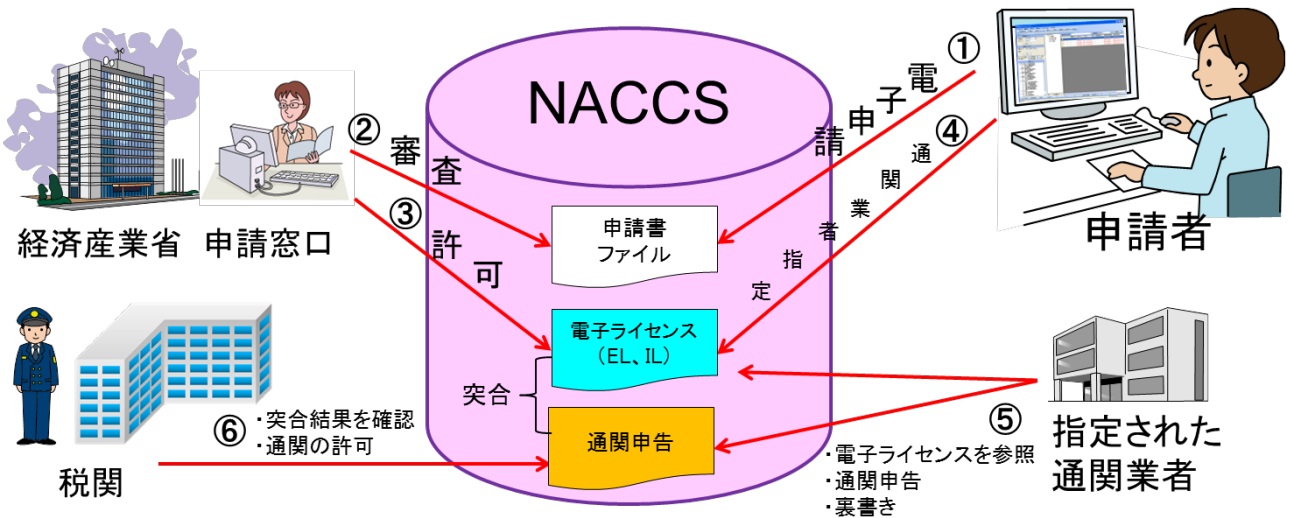


「紙」の移動に伴う  
日数とコストの発生！

電子化により、日数とコストを削減  
通関業者への受渡しがスムーズに

# NACCS貿易管理サブシステムのイメージ

《NACCS貿易管理サブシステム》  
経済産業省への輸出許可等の申請が、電子申請できます。



突合：電子ライセンスの内容と申告の内容をシステムが自動突合します。  
貨物、仕向地、数量、金額、有効期限等に関し齟齬があればエラーとなります。

③の許可/承認等が下りたら、④の通関業者指定の操作(交付された電子ライセンスの許可番号に通関業者のNACCS利用者コードを登録する)を行えば、即、全国どこの税関官署でも通関申告できます。

# NACCS貿易管理サブシステム利用申込みの流れ

※利用申込から利用開始まで約2週間かかります。  
電子申請をご検討の際は、お早めの利用申込をお勧めします。

## NACCSセンターの手続き

### ①利用申込

- NACCSセンターURLからお申し込みください  
[https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei\\_shinki.html](https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.html)

### ②利用者IDの取得

- 利用者コード V1XXX (5桁)
- 識別番号 F0A、F0B、... (3桁)

### ③NACCSパッケージソフト (貿易管理サブシステム利用者用) のインストール

- ヘルプディスク 0120-794-550

### ④利用開始

- NACCSセンターから利用開始日 (システム登録日) を通知します

## 経済産業省への申請者届出

### ①申請者届出

- 経産省URLから必要書類を提出ください  
[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/05\\_naccs/02\\_application/shinsiei.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsiei.html)

### ②システム登録確認

- 申請者届出書の内容がシステム登録されると、経産省から「受領確認(システム登録確認)」が送付されますので、大切に保管ください

### ③利用開始

- **NACCSセンターから通知のあった利用開始日(システム登録日)より前に、申請者届出の受領確認を完了してください**

IDを取得したら  
すぐに  
経済産業省への  
届出を!

## 各種操作のご案内はこちらです。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/05\\_naccs/naccs.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html)



### 各種操作など

- 電子申請の基本操作説明書 (PDF形式: 988KB)
- 訂正申請の操作方法 (PDF形式: 393KB)
- 補正申請の操作方法 (PDF形式: 376KB)
- 裏書事後訂正手順 (PDF形式: 317KB)

### 関心あるトピックス

- NACCSセンターへの利用申込み
- 経産省への申請者届出
- 個別企業訪問説明
- NACCSパッケージソフト関係
- 受付無効への対処方法
- 補正無効への対処方法
- 添付書類の追加、取上申請、訂正申請
- 通関関係、裏書事後訂正
- 各種問合せ

# よくある質問 (FAQ)

Q1. NACCSは有料だと聞いていましたが、貿易管理サブシステムは無料なんですか。

はい。NACCSには有料の業務もありますが、貿易管理サブシステムは無料です。利用申し込みやIDの取得、NACCSパッケージソフトのインストール等も無料ですので、いつでも電子申請ができる体制を用意しておくことをお勧めしています。

Q2. 外為法により輸出入の許可や承認等が必要とされている貨物について、電子申請業務を行う社員は、全員がNACCS利用者IDを取得する必要はありますか。

その必要はありません。NACCS利用者IDは、5桁の利用者コードと3桁の識別番号(枝番)から構成されます。利用者コードは会社に1つだけとなります。法人の場合、例えば経済産業省への輸出許可を代表者の名前で申請しているのであれば、代表者の識別番号(枝番)を一つ(FOAのみ)取得すればよく、もし代表者から委任を受けた事業部長の名前で申請しているのであれば、代表者のほかに事業部長の識別番号をもう一つ(FOB)を取得することになります。電子申請業務を行う社員の方は、このIDを使って電子申請に係る業務を行うだけです。識別番号を取得する必要はありません。

Q3. 申請窓口で対面による書面審査を受けたいのですが、その場合でも電子ライセンスの交付を受けることができますか。

できます。最低限、NACCS貿易管理サブシステムで申請書ファイル(拡張子.jet)だけ送信すれば、システム自動連絡メール(受理待ちになった旨の通知)をプリントアウトして、必要な添付書類に添えて、申請窓口へ直接持参することで、対面による審査を受けることが可能です。(なお、添付資料の提出は郵送でも可能です。)これにより、電子ライセンスが交付されます。

Q4. 包括許可の電子ライセンスは、通関地ごとに分割する必要はないのでしょうか。

必要ありません。包括許可の電子ライセンスを取得すれば、全国どこの通関地でも税関がNACCS上で電子ライセンスを参照できるので、書面の許可証のように通関地ごとに分割する必要はなく、申告の度に税関に持参する必要もありません。(なお、NACCSを利用できる通関業者であれば電子ライセンスによる通関申告を行うことができます。)

Q5. 書面申請で取得した紙のライセンスを電子ライセンスに切り替えることができますか。

包括許可証と水産物のIQのみ、紙→電子の切替えができます。(それ以外は、紙から電子にすることはできません。)現在、紙でお持ちの包括許可証と水産物のIQはNACCS貿易管理サブシステムを利用することによって利便性の高い電子ライセンスに切り換えることができます。具体的な操作方法はシステム管理係までお問い合わせください。

Q6. 電子申請では経済産業省への輸出/輸入関係手続の代理申請はできますか。

できます。荷主(輸出者/輸入者)と荷主から申請手続の委任を受けた通関業者等の双方が貿易管理サブシステム用のNACCS利用者IDを取得していることが前提となりますが、経済産業省に委任用パスワードの発行依頼を行って、両者間で使用する委任パスワードを取得すれば、荷主に代わって輸出許可申請や輸入割当申請等の電子申請を行うことができます。ただし、包括許可の申請は荷主に代わって代理申請することはできません。

Q7. 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可(いわゆるホワイト包括)や輸出令別表第2の21-3項麻薬等原材料の特定包括輸出承認を取得するにはどうすればいいですか。

これらは電子ライセンスのみの発給になりますので、電子申請する必要があります(窓口での書面申請では取得できません)。NACCS貿易管理サブシステムの利用申し込みと経済産業省への申請者届出を行った上で、所定の電子申請様式にて電子申請してください。

Q8. 積み戻し等の条件付き輸出許可における履行報告をNACCS貿易管理サブシステムで行うことができますか。

できます。平成24年9月1日からできるようになりました。また、輸出許可における再輸出等の事前相談も、同じく電子で行うことができるようになりました。

Q9. 電子申請だと早くなりますか。

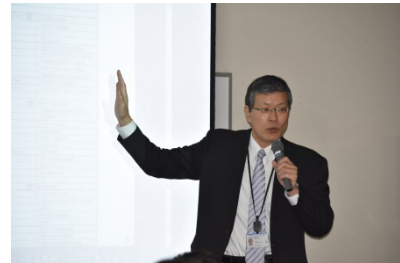
電子ライセンスであれば許可証等の受け渡しや税関への持参・提示が不要ですので、許可・承認と同時に通関申告に入ることができるため、結果として相当の日数が短縮できると思われます。

# 個別訪問説明を随時行っています。

- ◆ 会社を個別に訪問の上、システム概要、操作方法、利用申し込みの説明、並びに電子申請のデモンストレーションを行っています。
- ◆ 都内近郊であればご都合に合わせて速やかに訪問いたします。遠方の場合でも訪問できる場合がありますので、まずは電子申請の相談窓口にお問い合わせください。
- ◆ NACCSセンターでは、ヘルプデスク（24時間、365日対応）にてご質問を受け付けております。 0120-794-550

平成29年度 NACCS貿易管理サブシステム説明会 開催実績

対象者	実施日	開催地	主催者
通関業者向け	9月	横浜	横浜通関業会
		芝浦	東京通関業会（本関地区）
		成田	東京通関業会（成田地区）
	10月	清水	名古屋通関業会（清水地区）
	11月	函館	函館通関業会
		名古屋	名古屋通関業会（本関地区）
		神戸	神戸通関業会（本関地区）
	12月	福山	神戸通関業会（福山地区）
		大阪	大阪通関業会（本関地区）
		大阪	大阪通関業会（関空地区）
		京都	大阪通関業会（京滋地区）
	2月	門司	門司通関業会
	3月	熊本	長崎通関業会
輸出入業者向け	7月	神戸	神戸通商事務所
	8月	さいたま	関東経済産業局
	9月	広島	中国経済産業局
	10月	大阪	近畿経済産業局
	11月	仙台	東北経済産業局
		高松	四国経済産業局
	12月	さいたま	関東経済産業局
	1月	那覇	沖縄経済産業部
		博多	九州経済産業局
		名古屋	中部経済産業局



通関業者向け説明会@神戸（上）

輸出入業者向け説明会@広島（下）



## 電子申請の相談窓口

経済産業省 貿易管理課 システム管理係  
 直通電話 (03) 3501-0953  
 電子メール qqfcbj@meti.go.jp  
 住所 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1